

8月24日号

発行所 社団法人 全日本トラック協会  
〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1  
新宿エルクワー19階  
☎(03) 5323-7242 (広報部)  
http://www.jta.or.jp  
※紙面に掲載する問い合わせは広報部まで  
毎月1日・15日発行。購読料・年間8,000円  
(会員の購読料は会費に含まれます)

# 広報とらつく

# 号外

# 「運輸事業振興助成法」成立



「運輸事業の振興の助成に関する法律」を賛成多数で可決した衆議院本会議 (8月11日・左)、参議院本会議 (8月24日・右)

## 都道府県に交付金の確実な交付求める

### 業界の社会的地位向上へ大きな一歩

「運輸事業の振興の助成に関する法律」が民主、自民、公明3党の共同提案の議員立法による法案として審議され、共産党や社民党などの賛同も得て賛成多数で8月24日の参議院本会議で可決、成立した。同法は、運輸事業振興助成交付金の交付について都道府県に対して確実な交付を求めると、トラック運送業界が同法の成立を強く要望していた。平成20年度に道路特定財源が一般財源化された後にも軽油引取税の暫定税率が「当分の間税率」として維持され、トラック運送業界には過重な税負担がそのまま残された。その一方で、業界としては安全・環境対策をいっそう進める必要があり、安定的な業界

「運輸事業の振興の助成に関する法律」が民主、自民、公明3党の共同提案の議員立法による法案として審議され、共産党や社民党などの賛同も得て賛成多数で8月24日の参議院本会議で可決、成立した。同法は、運輸事業振興助成交付金の交付について都道府県に対して確実な交付を求めると、トラック運送業界が同法の成立を強く要望していた。平成20年度に道路特定財源が一般財源化された後にも軽油引取税の暫定税率が「当分の間税率」として維持され、トラック運送業界には過重な税負担がそのまま残された。その一方で、業界としては安全・環境対策をいっそう進める必要があり、安定的な業界

「運輸事業の振興の助成に関する法律」は、①趣旨、②運輸事業振興助成交付金の交付③同交付金の使途④財政上の措置⑤施行期日等の5項目で構成されている(2面に全文)。

趣旨では、軽油引取税の税率の特例がトラック・バスの税率の特例がトラック・バス

「運輸事業の振興の助成に関する法律」は、①趣旨、②運輸事業振興助成交付金の交付③同交付金の使途④財政上の措置⑤施行期日等の5項目で構成されている(2面に全文)。

趣旨では、軽油引取税の税率の特例がトラック・バスの税率の特例がトラック・バス

### 運輸事業の振興の助成に関する法律要綱

- 第1 趣旨**  
この法律は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるものとする。
- 第2 運輸事業振興助成交付金の交付**  
1 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつたものに限る。)及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金(以下「運輸事業振興助成交付金」という。)を交付するよう努めなければならないものとする。
- 2 1の運輸事業振興助成交付金の額は、平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする。
- 第3 運輸事業振興助成交付金の使途**  
1 第2の1により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、この法律の趣旨を踏まえ、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならないものとする。
- 2 第2の1により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならないものとする。
- 第4 財政上の措置**  
第2の1による運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
- 第5 施行期日等**  
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。
- 2 国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 その他所要の規定を整備するものとする。

### 運輸事業振興助成交付金について

**「営自格差」の必要性**  
◇輸送機関別 CO<sub>2</sub>排出量(平成19年度)  
※乗合バスは、自家用乗用車の1/2

営業用トラック	145g/トンキロ
自家用トラック	980g/トンキロ

1/7

◇自動車関係諸税の比較  
※自動車税(乗合)は自家用の65%(営業用25,500円←自家用74,000円)

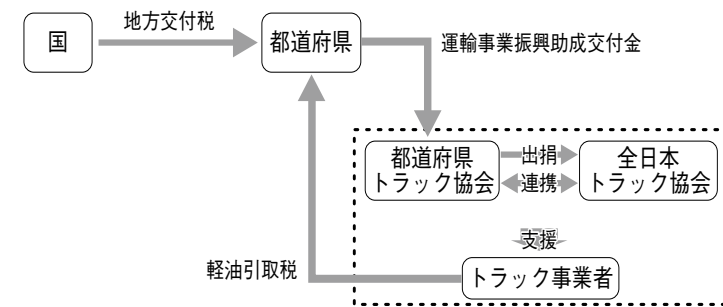
トラック	自動車重量税 (車両総重量3トン・年額)	自動車税 (最大積載量3トン・年額)
営業用	8,400円	12,000円
	↑ -56%	↑ -25%
自家用	18,900円	16,000円

◇営業用軽油に係る諸外国の還付制度

- ・韓国 「油価補助金」による還付(約40円/ℓ)
- ・フランス 燃料税の一部還付(3.4~5.0円/ℓ)
- ・スペイン 炭化水素税等の一部還付(2.8~4.4円/ℓ)
- ・イタリア 軽油に係る消費税の還付(2.6円/ℓ)

### 運輸事業振興助成交付金制度の概要

営自格差の設定について、課税の仕組み上、異なる税率設定が困難  
→都道府県トラック協会に交付金を支出(年間約180億円)



<参考>  
平成22年度 軽油引取税収額 ……8,432億円  
うちトラック運送業界負担額…5,745億円

### 平成23年度税制改正結果

<平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)より抜粋>  
営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等を受け所要の措置を講じます。

「国の財源措置である地方交付税措置を含め継続する」とされ、さらに、事業仕分けでの指摘や一部都道府県による減額問題等を踏まえ、「交付金制度の透明性向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するための措置を講ずる」と税制改正大綱に明記された。これを受けて、民主党トラック議員連盟(会長・奥村展三衆議院議員)が中心となり、議員立法により同法を立案。与野党の調整を経て、今般の法成立に至った。

一方、23年度税制改正では、地球温暖化対策の創設が焦点となることにも、軽油引取税の当分の間税率(旧暫定税率)は、そのままだかた維持されることとなった。また、税率と一体的措置である運輸事業振興助成交付金についても、「国の財源措置である地方交付税措置を含め継続する」とされ、さらに、事業仕分けでの指摘や一部都道府県による減額問題等を踏まえ、「交付金制度の透明性向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するための措置を講ずる」と税制改正大綱に明記された。これを受けて、民主党トラック議員連盟(会長・奥村展三衆議院議員)が中心となり、議員立法により同法を立案。与野党の調整を経て、今般の法成立に至った。

23年度税制改正に明記  
確実な交付へ法整備  
運輸事業振興助成交付金は、昭和51年度の税制改正で軽油引取税に暫定税率が上乗せされ、税率が大幅に引き上げられた際、営業用トラック・バスの輸送力確保、輸送コスト抑制などに役立てるために創設されたもの。その際、営自格差の設定について、課税の仕組み上、異なる税率設定が困難なため、現在のような制度となった。これまでもトラック輸送の安全・環境対策、適正化対策などに有効に活用されてきた。

また、政府の行政刷新会議が平成22年5月25日に実施した事業仕分け第2弾では、各都道府県トラック協会に交付される運輸事業振興助成交付金が対象となった。交付金事業そのものに指摘はなかったが、都道府県トラック協会から全日本トラック協会に出捐される仕組みが不透明とされ「見直しを行う(透明性の確保)」と指摘された。

をとるべきである」と明記された。また、参議院総務委員会の附帯決議では同様の趣旨に加え、「各都道府県における運輸事業振興助成交付金の交付実績については、毎年把握し、本法の趣旨にのっとり交付が行われるよう、都道府県に対して要請すること」も明記された。

安全・環境対策等  
推進基礎の強化へ  
使途については、法律の趣旨を踏まえ、安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策および地球温暖化対策の推進に関する事業を、運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものとして充てなければならないとしている。

